

## 親子芋掘り会

**日時** 10月29日(土)10時～11時  
(雨天の場合30日(日))  
**対象** 2歳以上の幼児と保護者(小学生も可)

**参加費** 200円(4株1組)

1家庭2組まで予約可能  
(芋は60組用意あり)

**持ち物** 金属製シャベル、軍手、レジ袋、おしぼり

㊥ 10月2日(日)9時から参加費を添えて児童館へ(先着順)

㊦ 児童館 ☎722 9113

## 平成17年度

### 障害児ボランティア研修

体験研修を通し、障害児への理解を深めると共に、障害児教育に携わる介助ボランティアの育成を図ります。

**日時** 1日目 講義を中心とした基礎研修 10月29日(土)9時～12時、2日目 養護学校での体験研修 10月31日(月)9時～13時45分

原則として2日間参加

**場所** 上尾養護学校

**定員** 上尾市・桶川市・伊奈町で15名程度

**対象** 町内在住で18歳以上の方

**締切り** 10月21日(金)

定員になり次第締切り

㊥ 伊奈町社会福祉協議会 ☎722 9990

## 秋季ソフトバレーボール大会

**日時** 11月13日(日)9時～

**場所** ゆめくる体育室

**試合方法** 1チーム4名(家族チームでも可)

**参加費** 200円×参加人数  
(保険料、会場費等)

なお、登録年会費1,000円別途負担

㊥・㊦ 10月20日(木)までに渡辺 ☎721 0135、FA X723 0226へ

## 平成17年度就学啓発推進会議

特別支援教育への理解を深めていただくため、講演会や体験発表を行います。

**日時** 11月4日(金)9時20分～11時50分

**場所** さいたま市文化センター 小ホール

**対象** 障害のある児童生徒をお持ちの保護者、特別支援教育に関心のある方

**定員** 250名

**参加費** 無料

㊦ 埼玉大学教育学部附属養護学校 ☎663 6803

## ヒューマンライツ・ワールドワーク

県内をめぐりながら、人権について考えてみませんか。  
**期日** 10月24日(月)

**場所** 県男女共同参画センター 他

**対象** 18歳以上の町内在住・在勤者

**定員** 20名(先着順)

**交通** 町中型バス

**参加費** 1,000円

㊥・㊦ 10月12日(水)までに電話で人権推進課 ☎2219へ

## 募集します

### フルーツサポーター

梨畑の援農ボランティア

果樹園で、農家のお手伝いをしてみませんか。

作業の前に技術研修がありますので、経験のない方でも安心です。

**対象** 県内在住の成人の方

**場所** 大針地区内の梨畑

**内容** 梨の栽培管理

**作業日数** 11月～18年8月までの20日程度(平日)

㊦ 県さいたま農林振興センター 地域振興担当 ☎822 2492

## ちよっとお耳に

恩給資格者、引揚者の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けて

## 第1回

### 綾瀬川

### クリーン大作戦

### ボランティア

### 大募集中

河川敷内に散乱したごみを回収して、綾瀬川をきれいにしましょう。

みなさんからたくさんのご応募お待ちしております。

**日時** 10月23日(日) 9時～11時

雨天の場合の予備日

10月30日(日)同時刻

**対象** 小学5年生以上の方

**申込み方法** 電話等で環境対策課へ

☎721 2111

㊤ 2424

住所・氏名・電話番号・希望コースをお伝えください。

**募集期限** 10月21日(金)

詳細につきましては、【広報いな9月号】をご覧ください。

## あつそつだ!今年の最低賃金いくらかな?

埼玉県最低賃金の改正

埼玉県最低賃金が、平成17年10月1日から、時間額682円に改正されました。

なお、特定の産業については、別途産業最低賃金が適用されます。

詳しくは、埼玉労働局賃金室 ☎600 6205へお問い合わせください。

## 平成18年版県民手帳

10月18日(火)から県民手帳を頒布いたします。ご希望の方

http://www.heiwa.go.jp

掲載希望の方は、掲載希望月の前月5日までに、持参または郵送で秘書広報係まで。ただし月により締切りは変わりますので詳しくはお問い合わせください。

# 10月各種無料相談

## 町長相談 企画課☎2214

ところ/役場2階町長公室  
町政全般について、町長が直接相談に応じます。  
事前の電話予約が必要です。

## 教育相談 教育委員会☎2521

と き/12・26日(第2・4水曜)9:00~12:00  
ところ/役場2階第7会議室  
教育長が、教育問題についての相談に応じます。  
希望者は、事前に連絡してください。

## 暴力団被害相談 生活安全課☎2282

と き/11日(第2火曜)13:00~16:00  
ところ/役場2階第8会議室  
上尾警察署員が暴力団員等による不当な行為で困っている方の相談に応じます。

## 行政相談 住民相談室☎2191

と き/18日(第3火曜)10:00~12:00  
ところ/役場2階第8会議室  
行政相談委員が、国・県・町の行政に関する要望や苦情などの相談に応じます。

## 事業とくらしの相談 住民相談室

と き/19日(第3水曜)13:00~16:00  
ところ/役場2階第8会議室  
行政書士が会社設立、農地転用、開発許可、相続等の手続きの相談に応じます。

## 法律相談 住民相談室

と き/28日(第4金曜)13:00~15:00  
受 付/12:00~14:30受付順  
ところ/住民相談室  
弁護士が、契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。

## 税の相談 税務課☎2152

と き/27日(木)10:00~15:00  
受 付/税務課  
大宮税務相談室係官が、相続税・贈与税などの相談に応じます。

## 消費生活相談 産業振興課☎2241

と き/6・13・20・27日10:00~15:00  
ところ/役場2階第8会議室  
消費生活専門相談員が消費者契約トラブル等の相談に応じます。

## 女性相談 人権推進課☎2219

と き/12日(第2水曜)10:00~12:00  
ところ/役場2階第8会議室  
女性相談員が、女性のための相談に応じます。

## 児童相談 健康生活課☎2144

と き/25日(火)10:00~15:00  
ところ/総合センター内 児童館  
家庭児童相談員が、子どものしつけや生活についての相談に応じます。

## 結婚相談 社会福祉協議会☎722-9990

と き/16日(日)9:30~11:30  
ところ 総合センター内 ボランティアビューロー  
(11月からの結婚相談の受付場所は、伊奈町ふれあい福祉センター内に変更します)  
相談員が結婚を希望する方の相談に応じます。

## 心配ごと相談 社会福祉協議会

と き/12・26日(第2・4水曜)9:00~12:00  
ところ/ふれあい福祉センター相談室  
民生委員・児童委員が、生活上の迷い、困りごとの相談に応じます。

は、料金を添えて企画課へ。  
大型(14cm×8.5cm)500円  
小型(11cm×7cm)400円  
☎ 企画課☎2213

**敬老祝金を振り込みます**  
平成17年度分の敬老祝金を、指定口座へ振り込みますので、ご確認ください。  
振込日 10月19日(水)  
対象となる方は  
今年の1月1日から9月1日まで引き続き、町内に住所を有する方で、9月1日現在の年齢が満80歳、満85歳、満90歳、満95歳の方および満100歳以上の方  
支給の額  
・満80歳、満85歳の方 2万円  
・満90歳、満95歳の方 3万円

・満100歳以上の方 5万円  
☎ 高齢障害課☎2122

**高齢者・障害者なども相談(権利擁護相談)**  
埼玉県社会福祉協議会権利擁護センターでは、認知症高齢者や障害者、そのご家族などからの生活上の悩みや困りごとに対して、専任の相談員や弁護士、司法書士、社会保険労務士が、電話、来所等により相談を受け付けています。  
【相談窓口情報HP】  
<http://www.fukushi-saitama.or.jp/saitama06/nayami.htm>  
費用 無料  
☎ 同センター☎8221

主な相談	住所	E Mail	F AX	相談日時	月・土曜 9時~16時 (祝日年末年始を除く)
・日常生活全般について ・成年後見制度について ・財産管理や相続について等	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 (JR京浜東北線与野駅)	soudan@fukushi-saitama.or.jp	048-822-1406	10時~16時 第1・3・5水曜 ●年金相談	●法律相談(予約制) 水・金曜 13時~16時

**ありがとうございます**  
「伊奈町緑の基金」へ10,000円のご寄付がありました。町の緑地の保全推進に有効に使用させていただきます。  
まっぼつくり保護者会からDVD・ビデオを心身障害者デイケア施設まっぼつくりへ、厚生年金受給者協会伊奈分会から42,525円、南本区から6,550円、小貝戸区から30,000円を社会福祉のため役立ててほしいとご寄付がありました。社会福祉協議会で有効に使用させていただきます。

## 住宅リフォーム相談を開設

建築設計士による、住宅リフォームについてのご相談を受け付けます。  
ところ 住民相談室内線 2191  
事前の電話予約が必要です。

## 行政相談週間

### 10月17日(月)~23日(日)

総務大臣から委嘱された行政相談員が国・県・町の行政に対する要望や苦情などの相談に応じています。  
町では、毎月第3火曜日の10時から12時まで相談所を開設しています。  
☎ 住民相談室 ☎2191